

主な障がい福祉制度の施策一覧表

表面

一覧中 ○・・・概ね該当 △・・・一部該当 ※各制度により、担当窓口や障害者手帳の等級以外にも要件があります。			手当		医療			税		公共料金等							装具等		障害者総合支援法などに基づく障がい福祉サービス		
			特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	障害基礎年金	心身障害者扶養共済制度	福祉医療（重度障害者）	自立支援医療費（精神通院）	所得税・住民税	自動車税・自動車取得税	交通機関の割引	有料道路の割引	福祉タクシー	NHK受信料の減免	携帯電話使用料の割引	無料電話番号案内	駐車禁止区域の対象除外		ゆずりあい駐車場	補装具費の支給
手帳の種類	種別	等級																			
身体障害者手帳	視覚	1級	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○
		2級	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○
		3級			○	△	○			○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○
		4級			△					○	○	○	△	△		△	△	○	○	○	○
		5級								○	○		△	△		△	△	○		○	○
		6級								○	○		△	△		△	△	○		○	○
	聴覚平衡	2級	△	△	○	△	○	○		○	○	○	○	○	△	△		○	○	○	○
		3級			○	△	○			○	○	○	△	△		△	△		○	○	○
		4級			△					○	○	○	△	△		△	△		○	○	○
		5級								○	○	△	△	△		△	△		○	○	○
		6級								○	○		△	△		△	△			○	○
	音声言語	3級			○	△	○			○	○	△	△	△		△	△			○	○
		4級			△					○	○		△	△		△	△			○	○
	上肢下肢体幹肢体	1級	△	△	○	△	○	○		○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○
		2級	△	△	○	△	○	○		○	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	○
		3級	△	△	○	△	○			○	○	○	△	△		△	△		△	△	○
		4級			△					○	○	△	△	△		△	△		△	△	○
		5級								○	○	△	△	△		△	△			△	○
		6級								○	○	△	△	△		△	△			△	○
	内部	1級	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	△	△		○	○		○
		2級	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	△	△		○	○		○
		3級			△	△	○			○	○	○	○	○	△	△		○	○		○
		4級			△					○	○	○	△	△		△	△		△	○	○
	免疫	1級	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	△	△		○	○		
2級		△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	△	△		○	○			
3級				△	△	○			○	○	○	○	○	△	△		○	○			
4級				△					○	○		○	○	△	△		○	○			
療育手帳	A	△	△	○	△	○	○			○	△	○	○	○	△	△	○	○		○	
	B1			△	△	○				○	△	△			△	△	○				
	B2			△		○				○		△			△	△	○				
精神障害者保健福祉手帳	1級	△	△		△	○	○			○	△			○	△	△	○	○		○	
	2級				△	○	○			○					△	△	○				
	3級				△	○	○			○					△	△	○				
難病患者					△	△	△											○	△	△	
所得制限			有	有	有	有		有	有	有					有				有	有	

裏面をご覧ください。

障害者総合支援法などに基づく、主な障がい福祉サービス

サービス名	障害支援 区分の 審査	支援計画 の作成	内容	サービスを利用できる方			
				身体	知的	精神	児童
1 * 重度訪問介護	○	○	重度で常時介護を必要とする人に、自宅での総合的な介護を行います。	○	○	○	
2 * 生活介護	○	○	昼間に介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。	○	○	○	
3 * 施設入所支援	○	○	施設に入所する人に、夜間・休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	○	○	○	
4 * 居宅介護 (ホームヘルプ)	△	○	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	○	○	○	○
5 * 短期入所 (ショートステイ)	△	○	短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	○	○	○	○
6 行動援護	△	○	行動上著しい困難がある人に、外出時の移動支援を行います。		○	○	○
7 同行援護	△	○	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報を提供するなど、外出時の支援を行います。	○			○
8 重度障害者等包括支援	△	○	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。	○	○	○	○
9 共同生活援助 (グループホーム)	△	○	共同生活を行う住居で、夜間・休日に相談や入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	○	○	○	
10 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		○	自立した日常生活や社会生活ができるよう、必要な訓練を行います。	○	○	○	
11 就労移行支援		○	一定期間、就労に必要な訓練を行います。	○	○	○	
12 就労継続支援 (A型・B型)		○	就労が困難な人に、働く場を提供します。	○	○	○	
13 地域移行支援		○	入所施設や精神科病院に入院している人が、地域生活に移行するために重点的な支援を行います。	○	○	○	
14 地域定着支援		○	自宅で一人で生活している人などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	○	○	○	
15 児童発達支援		○	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行います。				○
16 放課後等デイサービス		○	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的にを行います。				○
17 就労定着支援		○	就業に伴う生活面の課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整などの支援を行います。	○	○	○	
18 自立生活援助		○	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人に、定期的な巡回訪問などにより、相談・助言を行います。	○	○	○	
19 地域生活・相談支援センター			障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。	○	○	○	○
20 計画相談支援			相談支援専門員がサービス利用計画の作成などを行います。	○	○	○	
21 障害児相談支援			障がいのある児童に対して、サービス利用計画の作成などを行います。				○
22 日中一時支援			日中における活動の場の確保を支援します。	○	○	○	○
23 障害児タイムケア			障がい児の保護者の就労を支援し、家族の一時的な休息を確保します。				○
24 地域活動支援センター			創作的活動や生産活動の機会を提供します。	○	○	○	
25 意思疎通支援事業 (手話通訳・要約筆記者の派遣)			意思の伝達のための支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。	○			○

サービス名の前に*表示のあるもの…介護保険の対象となる方は介護保険サービスが優先となります。